

報告第16号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月6日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第9号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和2年11月2日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 9,402,425円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市志筑

(2) 氏名 XXXXXXXXXX

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金9,402,425円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和元年9月26日午前10時ころ、淡路市生穂新島津名浄化センター付近の交差点において、当時産業振興部農林水産課に所属していた職員が公有車を運転して、同センターに隣接する臨港道路を国道28号線方面から淡路市役所に向け直進したところ、同車進行方向の右側から相手方が原動機付自転車を運転して右折しようと同交差点に進入し、その際、相手方原動機付自転車前方左側面が公有車後方右側面と接触して転倒し、負傷するとともに、双方の車両が損傷した。